

議案第 28 号

専決処分の承認を求めることについて（2）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、羽生市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和元年 5 月 15 日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明

(別 紙)

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、羽生市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分する。

平成31年3月31日

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明

羽生市都市計画税条例の一部を改正する条例

羽生市都市計画税条例（昭和31年条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1～3 (略)	1～3 (略)
(<u>法附則第15条第19項</u> の条例で定める割合)	(<u>法附則第15条第18項</u> の条例で定める割合)
4 <u>法附則第15条第19項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における <u>法附則第15条第19項</u> に規定する割合は、2分の1）とする。	4 <u>法附則第15条第18項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における <u>法附則第15条第18項</u> に規定する割合は、2分の1）とする。
(<u>法附則第15条第40項</u> の条例で定める割合)	(<u>法附則第15条第39項</u> の条例で定める割合)
5 <u>法附則第15条第40項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。	5 <u>法附則第15条第39項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。
(<u>法附則第15条第44項</u> の条例で定める割合)	(<u>法附則第15条第43項</u> の条例で定める割合)
6 <u>法附則第15条第44項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	6 <u>法附則第15条第43項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
(<u>法附則第15条第45項</u> の条例で定める割合)	(<u>法附則第15条第44項</u> の条例で定める割合)
7 <u>法附則第15条第45項</u> に規定	7 <u>法附則第15条第44項</u> に規定

<p>する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>8～19 (略)</p> <p>20 法附則第15条第1項、第13項、<u>第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>	<p>する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>8～19 (略)</p> <p>20 法附則第15条第1項、第13項、<u>第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項から第44項まで若しくは第47項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の羽生市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第20項の規定の適用については、同項中「若しくは第48項から第50項まで」とあるのは、「、第48項若しくは第49項」とする。